

西条市監公告第9号

令和7年11月4日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月25日

西条市監査委員　日野　徳久
同　　　　　　徳増　竜伍
同　　　　　　高橋　保

住民監査請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 趣旨

西条市が管理する公衆道路上に設置されている妨害物（プラスチックドラム缶、タイヤ、チューブライト、丸太等）について、西条市が撤去措置を講じないことは、道路管理者として職務を怠るものであり、地方自治法第2条第14項、道路法第42条に基づく義務に違反する違法な不作為である。

よって、市に対し、当該妨害物の速やかな撤去措置を講ずるよう求める。

(2) 請求の理由

本件道路は生活道路であり、地域住民にも供されている公衆道路であり、西条市が維持管理を行っている。しかしながら令和4年3月以降、隣接地所有者が道路上にタイヤ等の支障物を設置し通行を妨害していることから、請求人がこれまで複数回にわたり、市に対し撤去要請したが、近時では「筆界特定手続きが進行中」を理由に、何ら撤去措置を講じていない。

公衆道路の安全管理は、市の固有の権限義務であり、筆界特定の有無とは無関係に道路上の妨害物を撤去する義務がある。市の不作為は、住民の安全を損ない、また将来的に市が訴訟費用や補修費用を負担することになれば、財務会計上の不当な行為に該当する。

(3) 請求事項

市が管理者としての義務を果たすべく、妨害物を撤去するよう、監査委員において、是正措置を求める。

2 請求人

省略

3 請求書の受付日

令和7年11月4日

4 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年11月27日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求の趣旨及び理由並びに陳述内容から、本件道路の財産管理が違法

又は不当に怠る事実があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査の対象部署

建設部施設管理課及び建設道路課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和7年12月15日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

なお、陳述の要旨は次のとおりである。

- (1) 本件道路は、請求人にとって唯一の生活道路であり、50年以上車両の通行をしてきた。また、地域住民にも供されている公衆道路であり、西条市が維持管理を行っている
- (2) しかしながら令和4年3月以降、隣接地所有者が道路上にタイヤ等の支障物を設置し通行を妨害していることから、請求人がこれまで複数回にわたり、市に対し撤去要請したが、近時では「筆界特定手続きが進行中」を理由に、何ら撤去措置を講じていない。公衆道路の安全管理は、市の固有の権限義務であり、筆界特定の有無とは無関係に道路上の妨害物を撤去する義務がある。
- (3) なお、筆界確定後も軽トラック等の通行が確保できるよう、市が関係人と必要な調整・協議をしてほしい。

4 監査対象部局の陳述の聴取

令和7年12月15日に施設管理課長及び建設道路課員ほか関係職員から陳述の聴取を行った。

なお、陳述の要旨は次のとおりである。

- (1) 市道 [] から [] に通じる東西の当該道路は、以前は「農道」として土地改良区が管理していたが、現在は「法定外公共物」として、財産管理は施設管理課、舗装は建設道路課の所管である。
- (2) 本市が所有する道路と隣接する民地 []との境界については、民地所有者から松山地方法務局へ筆界特定の申請があり、松山地方法務局筆界特定登記官発信 西条市長（所管：施設管理課）宛の筆通 [] 付け通知及び筆界特定書のとおり特定された。
- (3) 特定書図面における筆界西側端点（y 2）及び東側端点（y 5）については、国土調査による復元点であり、2点を結ぶ直線を境とすることに異議はない。
- (4) 同図面に基づいて、市が依頼した土地家屋調査士により境界座標を復元・鉛打ちし、この結果を同年11月14日に民地所有者である []

氏と請求者に現地で説明を行い、公道上の支障物については撤去させた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求書、請求人の陳述及び関係職員からの意見聴取の結果、次のとおり事実関係を確認した。

- (1) 当該道路は、[REDACTED] 土地改良区が管理する農道としての用途があり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項が適用される特定行政庁が指定したいわゆる「みなし道路」であるが、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路ではない。法定外公共物として国から西条市へ移管されたものであり、所管は施設管理課である。
- (2) 当該道路は、法定外公共物として、法第238条「公有財産」のうち第1項第1号の不動産に分類され、同法第244条に定める「公の施設」として、同法第244条の2で公の施設の設置及び管理に関する事項を条例で定めるものとされているところから、市では、西条市公共物管理条例（平成16年西条市条例第58号）で公共物の管理に関し必要な事項を定めている。
- (3) なお、松山地方法務局作成の筆界特定書に基づき、当監査委員が11月21日に現地で境界鉛を確認したところ明確に表示されており、境界鉛2点を直線で結んだ境界を確認することができた。また、同特定書によると、国土調査において、[REDACTED] の前所有者である父：[REDACTED] をはじめとする当該筆界の隣接地所有者全員が了解しているとの記載がある。なお、当事者である隣接民有地 [REDACTED] と西条市 [REDACTED] [REDACTED] との境界は、隣接民有所有者及び請求人の立会いのもと11月14日に確認されており、両者間に争いはない。

第4 判断

以上のような事実関係の確認に基づき、本請求について次のように判断する。

(1) 監査対象事項の決定

西条市が管理する公衆道路上に設置されている妨害物について、市が撤去措置を講じないことは、道路管理者として職務を怠るものとして、地方自治法第2条第14項、道路法第42条に基づく不作為の是正措置を求めているものと解される。

(2) 道路の維持管理を怠る事実に当たるかどうか。

当該道路は、[REDACTED] 土地改良区が管理する農道としての用途があり、建築

基準法第42条第2項が適用される特定行政庁が指定したいわゆる「みなし道路」であるが、道路法に基づく道路ではなく、西条市が国から移管された法定外公共物であり、所管は施設管理課である。については、請求者の主張する支障物が公道上に存する場合に排除できる根拠とする法律について検討する。当該道路は、道路法における「一般交通の用に供する道で次条に掲げる各号」の要件に該当しないことから、道路の維持又は修繕を定めた第42条及び道路に関する禁止行為を定めた第43条は適用できない。次に、道路交通法（昭和35年法律第105号）第76条第3項にある禁止事項として「何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。」及び、「何人も公共物の損傷、土石等の堆積、廃棄物その他の投棄のほか、公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすることを禁じている。」ことを定めた西条市公共物管理条例第3条の適用が可能であると思われる。

ここで、当該道路と隣接民有地との境界を定めた松山地方法務局作成の筆界特定書に基づき、当監査委員が確認した境界鉢及び点2箇所を結んだ境界については、当事者である隣接民有地 [REDACTED] と西条市 [REDACTED] の当事者が現地で11月14日に確認しており、両者間に争いがないことから官民境界は明白であり、公道上に存する以外の物については市が管理することができない。

第5 結論

以上のことから、請求人の本請求には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

また、請求人の追加措置要望である境界確定後における軽トラック等の通行については、松山地方法務局作成の筆界特定書によると、市所有地東端における境界点は [REDACTED] 西隅付近で対面地石垣から道路幅員が1.16メートルであることから、軽トラック以上の幅員を必要とする車両通行には支障があるものと認められるが、民法（明治29年法律第89号）で囲繞地の自動車通行についての直接的な記載は無い。

しかし、判例において「自動車による通行を前提とする210条通行権の成否及びその具体的な内容は、他の土地について自動車による通行を認める必要性、周辺の土地の状況、自動車による通行を前提とする210条通行権が認められることにより他の土地の所有者が被る不利益等の諸事情を総合考慮して判断すべきである。（平18年3月16日最高裁判決）」と判示されているところから、当事者双方で協議すべきものであり、市が介入することはできない。

第6 意見

市は令和6年10月に請求人から「市への意見書」が提出されて以降、問題の解決に向けた対応を行っており、今回の筆界特定により官民境界が確定したところから、引き続き公道の適切な管理に努められたい。